

債権者向けQ & A

対象となるもの

質問	回答
1 押印省略の対象となるものは何か。	◆請求書 ・ただし、法令・規則・要綱等にもとづき押印による提出が定められているものは、押印省略の対象ではありません。
2 請求書の押印省略できるのはいつからか。	◆発行日が令和8年4月1日以降のもの 令和8年4月1日以降に発行するものが対象になります。
3 請求書について、個人や個人事業主も対象か。	◆対象です ・法人の事業者と同様に対象となります。
4 従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいか。	◆可能です ・今回の取扱は押印省略を可能とするものであり、押印をさまたげるものではありません。 ・押印した請求書を提出していただいても結構です。
5 押印省略できるのはどのような印か。	◆全ての印です ・押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。
6 助成金や補助金等の請求書等も押印省略できるのか。	◆担当部署に確認してください ・補助金等については、法令、規則、要綱等の規定にもとづきます。担当部署に確認してください。

押印省略の方法

質問	回答
7 押印省略する場合、発行責任者の氏名・連絡先等の記載は必要か。	◆記載してください ・請求書の内容で不明な点があった場合等、必要に応じて担当部署から連絡させていただく場合があります。 ・請求書発行責任者の方の氏名（フルネーム）、連絡先の記載をお願いします。
8 発行責任者の氏名・連絡先等はどのように記載すればよいか。	◆下記2点について記載をお願いします。 ①担当者 氏名（フルネーム） ②連絡先電話番号（原則、固定電話の番号） 固定番号が無い場合は携帯電話の番号

電子メールによる提出 ※取引部署と事前に協議してください

質問	回答
9 電子メールで請求書を提出しても良いか。	◆可能ですが、取引部署と事前に協議してください ・メールアドレスや送付時期など、取引部署と必ず協議してください ・「PDF形式の請求書」かつ請求書に連絡先の記載があるものに限り、電子メールでの提出も可能です。 ・従来どおり、郵送や持参による提出も可能です。
10 電子メールで請求書を提出する場合、請求書のファイル形式に指定はあるか。	◆PDFのみ可能 ・PDF形式のみ可とします（改ざん防止のため）。 ・添付ファイル作成の際は、「請求書1枚につき1データ（PDF）ずつ」作成してください。 ・複数の請求書を、1データ（PDF）にまとめないでください。
11 請求書（PDF）を添付せず、請求内容を電子メール本文に記載してもよいか。	◆不可です 請求書をPDF形式の添付ファイルにして提出してください。
12 FAXで請求書を提出してもよいか。	◆不可です 不鮮明な文字による誤認を防ぐため、FAXでの提出は認めておりません。
13 請求書を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	◆取引部署に確認してください 送信先のメールアドレスについては、請求書のやりとりをする担当課に確認してください。

請求書の訂正

質問	回答
14 押印を省略した請求書に記載誤りがあった場合、どうすれば良いか	◆再発行してください ・押印が省略された請求書に記載誤りがあった場合、再発行して正しいものに差替えてください。 ・訂正印による訂正は不可です。